

福井県報

号外第 36 号
令和 8 年
3 月 31 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

条 例

※福井県県税条例の一部を改正する条例（27・税務課）……………	2
※特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（28・同）……………	27

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県県税条例の一部を改正する条例（条例第27号 税務課）

- 1 自動車税関係
 - (1) 自動車税環境性能割を廃止することとした。
 - (2) 自動車税環境性能割の廃止に伴い、自動車税種別割を自動車税とすることとした。
 - (3) 低燃費車等に係る自動車税の税率の特例措置の適用期限を延長することとした。（附則第9条の2関係）
- 2 軽油引取税関係
軽油引取税の税率の特例措置を廃止することとした。（附則第8条の9関係）
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号 税務課）

- 1 地方活力向上地域における課税免除または不均一課税関係
課税の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

条 例

福井県県税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第27号

福井県県税条例の一部を改正する条例

福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（県税事務所等の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第4条 知事は、徴収金の賦課徴収およびこれに関連する事項に関する権限のうち次の各号に掲げるものを除き、県税の課税地を管轄する福井県福井県税事務所または福井県嶺南振興局（以下「県税事務所等」という。）の長に委任する。</p> <p>（1）～（15） （略）</p> <p><u>（16） 法第71条の25の規定による利子割の他の道府県との間における清算に関する事項</u></p> <p><u>（17） （略）</u></p> <p><u>（18） （略）</u></p> <p><u>（19） （略）</u></p> <p><u>（20） （略）</u></p> <p><u>（21） （略）</u></p> <p>（22） （略）</p> <p>2 県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税、自動車税の賦課徴収ならびにこれらに関連する事項に関する権限は、前項の規定にかかわらず、福井県福井県税事務所長（以下「福井県税事務所長」という。）に委任する。</p> <p>3 法第20条の4の規定により、知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金（道府県たばこ税に係る徴収金を除く。）の徴収については、当該地方団体の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所もしくは事業所またはその者の財産の所在地を管轄する県税事務所等の長（県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税ならびに自動車税に係る徴収金にあっては、福</p>	<p>（県税事務所等の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第4条 知事は、徴収金の賦課徴収およびこれに関連する事項に関する権限のうち次の各号に掲げるものを除き、県税の課税地を管轄する福井県福井県税事務所または福井県嶺南振興局（以下「県税事務所等」という。）の長に委任する。</p> <p>（1）～（15） （略）</p> <p>（16） （略）</p> <p>（17） （略）</p> <p>（18） （略）</p> <p>（19） （略）</p> <p>（20） （略）</p> <p><u>（21） 第135条の17の規定による環境性能割交付金の交付に関する事項</u></p> <p>（22） （略）</p> <p>2 県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税、自動車税の<u>環境性能割および種別割（法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。）</u>の賦課徴収ならびにこれらに関連する事項に関する権限は、前項の規定にかかわらず、福井県福井県税事務所長（以下「福井県税事務所長」という。）に委任する。</p> <p>3 法第20条の4の規定により、知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金（道府県たばこ税に係る徴収金を除く。）の徴収については、当該地方団体の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所もしくは事業所またはその者の財産の所在地を管轄する県税事務所等の長（県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税ならびに自動車税の<u>環境性能割および種別割（</u></p>

井県税事務所長)に委任する。

4・5 (略)

(課税地)

第6条 (略)

2 前項の課税地とは、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1)~(7) (略)

(8) 自動車税 賦課期日または納税義務発生の日現在における自動車の主たる定置場の所在地(自動車の主たる定置場の所在地が、納税義務者である自動車の所有者(第134条の2第1項の規定により自動車税を課される買主および第134条第2項の規定により自動車税を課される使用者を含む。以下この号において同じ。))の賦課期日または納税義務発生の日現在における住所地と異なる場合で、当該所有者の当該住所が県内にあるもの(以下、当該住所地)

(9)~(11) (略)

3 (略)

(申告書、届出書等の提出)

第7条 この条例の規定によって知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類(県たばこ税に関する書類を除く。)は、課税地を管轄する県税事務所等の長(県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税ならびに自動車税に関する書類にあっては、福井県税事務所長)を経由しなければならない。

(公示送達)

第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を管轄する県税事務所等(県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税、自動車税ならびに第4条第1項第22号に掲げる事項に関する書類にあっては福井県福井県税事務所、県たばこ税に関する書類にあっては本庁舎)の掲示場に掲示して行う。

法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。)に係る徴収金にあっては、福井県税事務所長)に委任する。

4・5 (略)

(課税地)

第6条 (略)

2 前項の課税地とは、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1)~(7) (略)

(8) 自動車税

ア 環境性能割 納税義務発生の日現在における自動車の主たる定置場の所在地(自動車の主たる定置場の所在地が、納税義務者である自動車の取得者(第134条の2の規定により取得者とみなされた者を含む。以下この号において同じ。))の納税義務発生の日現在における住所地と異なる場合で、当該取得者の当該住所が県内にあるもの(以下、当該住所地)

イ 種別割 賦課期日または納税義務発生の日現在における自動車の主たる定置場の所在地(自動車の主たる定置場の所在地が、納税義務者である自動車の所有者(法第147条第1項の規定による買主および法第146条第3項の規定による使用者を含む。以下この号において同じ。))の賦課期日または納税義務発生の日現在における住所地と異なる場合で、当該所有者の当該住所が県内にあるもの(以下、当該住所地)

(9)~(11) (略)

3 (略)

(申告書、届出書等の提出)

第7条 この条例の規定によって知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類(県たばこ税に関する書類を除く。)は、課税地を管轄する県税事務所等の長(県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税ならびに自動車税の環境性能割および種別割(法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。))に関する書類にあっては、福井県税事務所長)を経由しなければならない。

(公示送達)

第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を管轄する県税事務所等(県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税、自動車税の環境性能割および種別割(法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。))ならびに第4条第1項第22号に掲げる事項に関する書類にあっては福井県福井県税事務所、県たばこ税に関する書類にあっては本庁舎

(法人の県民税に係る督促)

第41条 法人の県民税の納税者(口座振替の方法(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条に規定する口座振替の方法をいう。以下同じ。))による納付を行う者に限る。)が施行令第6条の18の2に定める日(第56条において「口座振替に係る納付期日」という。)までに法人の県民税に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

(利子割の市町に対する交付)

第41条の10 知事は、県に納入された利子割額に相当する額に施行令第9条の14に規定する率を乗じて得た額に、法第71条の25第1項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の5分の3に相当する額を、市町に対し利子割交付金(以下この条において「交付金」という。))として、当該市町に係る個人の県民税の額で按分して交付する。

2 (略)

(不動産取得税の免税点)

第62条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)をいう。以下この条において同じ。)につき66万円、その他のものにあつては1戸につき34万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 (略)

(自動車税の納税義務者等)

第134条 自動車税は、法第145条に規定する自動車(以下この節において「自動車」という。)に対し、当該自動車の所有者に課する。

)の掲示場に掲示して行う。

(法人の県民税に係る督促)

第41条 法人の県民税の納税者(口座振替の方法(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条に規定する口座振替の方法をいう。以下同じ。))による納付を行う者に限る。)が施行令第6条の18の2に定める日(第57条において「口座振替に係る納付期日」という。)までに法人の県民税に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

(利子割の市町に対する交付)

第41条の10 知事は、県に納入された利子割額に相当する額に施行令第9条の14に規定する率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、市町に対し利子割交付金(以下この条において「交付金」という。))として、当該市町に係る個人の県民税の額に按分して交付する。

2 (略)

(不動産取得税の免税点)

第62条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)をいう。以下本条において同じ。)につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 (略)

(自動車税の納税義務者等)

第134条 自動車税は、法第145条第3号に規定する自動車(以下この節において「自動車」という。)に対し、当該自動車の取得者に環境性能割を、当該自動車の所有者に種別割を課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項および第4項において同じ。))以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2で定めるものを含まないものとする。

2 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用または公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第134条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

(自動車税の課税免除)

第134条の3 次に掲げる自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)・(2) (略)

(3) 私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供し、かつ、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定による登録を受けた自動車以外の自動車

(4) (略)

2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次に掲げるものに対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号および第5号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(5) (略)

(自動車税の納税管理人)

第134条の4 自動車税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所または事業

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用または公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第134条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)および自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者および自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 法第147条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車またはその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(自動車税の課税免除)

第134条の3 次に掲げる自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)・(2) (略)

(3) 私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供し、かつ、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けた自動車以外の自動車

(4) (略)

2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次に掲げるものに対しては、自動車税(環境性能割にあつては第1号から第3号までに限る。)を課さない。ただし、第4号および第5号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(5) (略)

(種別割の納税管理人)

第134条の4 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所または事業

業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地を管轄する県税事務所等の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申し、または当該管轄区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。申告に係る納税管理人を変更した場合または申請に係る納税管理人を変更しようとする場合も、同様とする。この場合において、納税管理人の変更の申告についてはその変更を生じた日から10日以内に、納税管理人の変更の申請についてはその変更をしようとする日の10日前までにしなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、申請をした事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

4 前項後段に規定する場合において、その異動が当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保について支障があると知事が認めるときは、当該納税義務者は、第1項の規定による申告をし、同項の承認を受けなければならない。

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第134条の5 前条第3項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

第135条 削除

所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地を管轄する県税事務所等の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申し、または当該管轄区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。申告に係る納税管理人を変更した場合または申請に係る納税管理人を変更しようとする場合も、同様とする。この場合において、納税管理人の変更の申告についてはその変更を生じた日から10日以内に、納税管理人の変更の申請についてはその変更をしようとする日の10日前までにしなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、申請をした事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

4 前項後段に規定する場合において、その異動が当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保について支障があると知事が認めるときは、当該納税義務者は、第1項の規定による申告をし、同項の承認を受けなければならない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第134条の5 前条第3項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(環境性能割の課税標準)

第135条 環境性能割の課税標準は、法第156条に規定する通常の取得価額（以下この節において「通常の取得価額」という。）とする。

(環境性能割の税率)

第135条の2 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 法第157条第1項（同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 100分の1

(2) 法第157条第2項（同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 100分の2

(3) 法第157条第3項の規定の適用を受ける自動車 100分の3

(環境性能割の免税点)

第135条の3 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第135条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第135条の5 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、法第160条第1項の申告書（次条および第135条の7において「環境性能割の申告書」という。）を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を次条に定めるところにより納付しなければならない。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号および第144条において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）
- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時または日までに、法第160条第2項の報告書（第135条の7において「環境性能割の報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、前条第1項または法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による現金の納付があったときは、環境性能割の申告書または法第161条第2項の修正申告書に納税済印を押さなければならない。

3 前項の納税済印の印影の形式については、規則で定める。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第135条の7 環境性能割の納税義務者が正当な事由がなくて環境性能割の申

告書または環境性能割の報告書を第135条の5第1項各号に規定する提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料は、納入通知書により、発付の日から10日以内の納期限を指定して徴収する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除)

第135条の8 知事は、譲渡により担保の目的となっている財産（以下この節において「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下この節において「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。以下この節において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に自動車の取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したことを証明するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保権者の氏名または名称、住所または本店もしくは主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所または本店もしくは主たる事務所の所在地）

(2) 譲渡担保財産の設定者の住所および氏名または名称

(3) 譲渡担保財産の表示（車名、型式および登録番号）

(4) 譲渡担保財産の設定年月日

(5) 譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の徴収猶予)

第135条の9 知事は、環境性能割を賦課徴収する場合において、自動車の取得者から環境性能割について前条第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割額に係る徴収金の徴収を猶予する。

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該自動車の取得が前条第1項に規定する譲渡担保財産の取得であることを証明するに足りる書類を添付して、第135条の5第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に、あわせてこれを知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保権者の氏名または名称、住所または本店もしくは主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所または本店もしくは主たる事務所の所在地）

(2) 譲渡担保財産の設定者の住所および氏名または名称

(3) 譲渡担保財産の表示（車名、型式および登録番号）

(4) 譲渡担保財産の設定年月日

(5) 譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転する予定年月日

3 知事は、第1項の規定による徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。

（譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の徴収猶予の取消し）

第135条の10 知事は、前条第1項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第135条の8第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の還付等）

第135条の11 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第135条の8第1項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

2 前項の規定による還付を申請する者は、第135条の8第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する環境性能割の税額および納付年月日

(2) 還付を受けようとする金額

3 知事は、第1項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除または還付）

第135条の12 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項および次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことまたは当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をし

- た者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。
- 2 知事は、環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定による免除または前項の規定による還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
 - (2) 自動車販売業者の住所および氏名または名称
 - (3) 自動車の車名、型式および登録番号
 - (4) 自動車の取得年月日
 - (5) 自動車の返還年月日
 - (6) 自動車の返還理由
 - (7) 環境性能割の税額および納付年月日
 - (8) 還付または免除を受けようとする金額
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 4 前条第3項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。
- (環境性能割の減免)
- 第135条の13 知事は、次の各号のいずれかに掲げる自動車に係る自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、規則で定める範囲の環境性能割を減免することができる。
- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣の定める者の開設する病院または診療所の救急自動車またはへき地巡回診療の用に供する自動車
 - (2) 構造上身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものをいう。以下この条および次条において同じ。）または精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものをいう。次条において同じ。）の利用に専ら供するためのものと認められる自動車（次条第1項各号に該当するものを除く。）
 - (3) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車（次条第1項第1号に該当するものを除く。）
 - (4) 自動車を取得した後知事が定める期間内に天災その他の災害により滅失し、または損壊した場合における当該自動車
 - (5) 天災その他の災害により滅失し、または損壊した自動車（前号の規定により環境性能割の減免を受けた自動車を除く。）に代わるものと知事が認める自動車を災害のやんだ日から6月以内に取得した場合における当該自動車
- 2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、同項各号（第4

号を除く。)に規定する自動車に係る環境性能割の減免にあっては第135条の5第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に、前項第4号に規定する自動車に係る環境性能割の減免にあっては災害のやんだ日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) 減免を受けようとする税額
- (3) 自動車の車名、型式および登録番号
- (4) 減免を受けようとする事由

第135条の14 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に係る身体障害者または精神障害者（以下この条において「身体障害者等」という。）の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）に対しては、当該身体障害者等がこの条の規定により環境性能割の減免を受けた自動車を現に所有している場合を除き、規則で定める範囲の環境性能割を減免することができる。

- (1) 専ら身体障害者等が運転する自動車
- (2) 専ら身体障害者等の通学、通院、通所または生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者（次項においてこれらの者を「生計同一者等」という。）が運転する自動車

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第135条の5第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは生計同一者等の運転免許証（以下この条において「運転免許証」という。）またはこれらの者の免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示しなければならない。ただし、前項第1号に該当する自動車を取得した身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

- (1) 減免を受ける者の氏名および住所ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所および年齢
- (3) 減免を受けようとする税額
- (4) 自動車を運転する者の氏名および住所ならびに身体障害者等との関係
- (5) 運転免許証または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下「免許情報記録」という。）の番号および有効期限ならびに運

転免許の年月日、種類および条件が付されている場合にはその条件
(6) 自動車の登録番号、車名、型式、主たる定置場、種別、用途および使用目的

(7) その他知事が必要と認める事項

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

（環境性能割の更正または決定等に関する通知）

第135条の15 法第168条第4項の規定による環境性能割の更正または決定の通知、法第171条第7項の規定による環境性能割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第172条第5項の規定による環境性能割の重加算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

（環境性能割の不足税額の納付手続）

第135条の16 環境性能割の納税者は、前条の通知を受けた場合においては、当該通知書に記載された環境性能割の不足税額および不足税額に対する延滞金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、それぞれ当該通知書の納期限までに納付書によって納めなければならない。

（環境性能割の市町に対する交付）

第135条の17 知事は、県に納付された環境性能割額に相当する額に100分の40.85を乗じて得た額を、環境性能割交付金（以下この条において「交付金」という。）として、市町に対し交付する。

2 知事は、前項の規定による交付金を交付する場合は、毎年度8月、12月および3月中に、施行令第44条の8に規定するところにより算定した額について交付金交付決定通知書を交付してするものとする。

3 前2項に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、規則で定める。

（種別割の税率）

第136条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 営業用

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 電動機を原動機とするもの（法第149条第1項第1号に規定するものをいう。以下この条において同じ。） 年額 7,500円

イ (略)

（自動車税の税率）

第136条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 営業用

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 電動機を原動機とするもの（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車をいう。以下この条において同じ。） 年額 7,500円

イ (略)

(2)~(5) (略)

2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものに対して課する自動車税の税率は、同項(同号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、加算した額とする。

(1)・(2) (略)

(自動車税の税率の特例)

第137条 法第154条第3項に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条の税率に、10分の10から、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

(1)~(4) (略)

2 (略)

(自動車税の賦課期日)

第139条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第140条 自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書の定めるところによる。

(自動車税の徴収の方法)

第142条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(次項、次条および第144条において「新規登録」という。)の申請があった自動車について法第157条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収(法第1条第1項第13号に規定する証紙徴収をいう。以下同じ。)の方法による。

3 知事は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をした際に、当該自動車税の額に相当する現金を納付させた後、第144条の規定により提出すべき申告書または報告書に納税済印を押すことによって、法第158条第4項の証紙に代えるものとする。

4 前項の申告書または報告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収することができない場合には、当該自

(2)~(5) (略)

2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、加算した額とする。

(1)・(2) (略)

(種別割の税率の特例)

第137条 法第177条の7第3項に規定する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条の税率に、10分の10から、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

(1)~(4) (略)

2 (略)

(種別割の賦課期日)

第139条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第140条 種別割の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書の定めるところによる。

(種別割の徴収の方法)

第142条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収(法第1条第1項第13号に規定する証紙徴収をいう。以下同じ。)の方法による。

3 知事は、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をした際に、当該種別割の額に相当する現金を納付させた後、第144条の規定により提出すべき申告書または報告書に納税済印を押すことによって、法第177条の11第4項の証紙に代えるものとする。

4 前項の申告書または報告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収することができない場合には、当該種別

自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第142条の2 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第144条第1項の規定による申告書または報告書の提出を行うときは、前条第2項および第3項の規定によるほか、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を施行規則第9条で定める方法により徴収することができる。

(自動車税の納付手続)

第143条 第142条第1項または第4項の規定により徴収される自動車税は、知事が発行する納税通知書によって納めなければならない。

2 (略)

(自動車税の賦課徴収に関する申告または報告の義務)

第144条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から15日を経過する日まで（15日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または同法第13条第1項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をした際に）、法第160条第1項の申告書または報告書（以下この条において「申告書または報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第134条第2項の規定により自動車税を課される使用者となったときまたは使用者でなくなったとき。

(6) (略)

2 (略)

3 自動車税の納税義務者が前2項の規定により申告書または報告書を提出した後において、その申告し、または報告した事項に異動を生じたときは、第1項の例により申告書または報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税の不申告等に関する過料)

第145条 自動車税の納税義務者または第134条の2第1項に規定する自動車の売主が、前2条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万

割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の徴収の方法の特例)

第142条の2 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第144条第1項の規定による申告書または報告書の提出を行うときは、前条第2項および第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16で定める方法により徴収することができる。

(種別割の納付手続)

第143条 第142条第1項または第4項の規定により徴収される種別割は、知事が発行する納税通知書によって納めなければならない。

2 (略)

(種別割の賦課徴収に関する申告または報告の義務)

第144条 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から15日を経過する日まで（15日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または移転登録の申請をするときは、その申請をした際に）、法第177条の13第1項の申告書または報告書（以下この条において「申告書または報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第146条第3項に規定する使用者となったときまたは使用者でなくなったとき。

(6) (略)

2 (略)

3 種別割の納税義務者が前2項の規定により申告書または報告書を提出した後において、その申告し、または報告した事項に異動を生じたときは、第1項の例により申告書または報告書を知事に提出しなければならない。

(種別割の不申告等に関する過料)

第145条 種別割の納税義務者または第134条の2第1項に規定する自動車の売主が、前2条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円

円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(自動車税の減免)

第149条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる自動車に対し、必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によって規則で定める範囲の自動車税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項第1号の規定により、自動車税の減免を受けようとする者は、災害を受けた日から30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した申請書に損害を受けたことを証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項第2号または第3号の規定により、自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに（賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項第2号または第3号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度）、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつてはその税金を払い込むこととされている際に（当該税金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項第2号または第3号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度）前項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

4 第1項第2号または第3号の規定により、自動車税の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合は、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第150条 知事は、身体障害者または精神障害者（以下この条において「身体障害者等」という。）が所有する自動車（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、身体障害者等1人につき1台に限り、規則で定める範囲の自動車税を減免することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに（賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度）、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつてはその税金を払い込むこととされている日から1月以内に（当該税金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度

以下の過料を科する。

2・3 (略)

(種別割の減免)

第149条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる自動車に対し、必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によって規則で定める範囲の種別割を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項第1号の規定により、種別割の減免を受けようとする者は、災害を受けた日から30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した申請書に損害を受けたことを証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項第2号または第3号の規定により、種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに（賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項第2号または第3号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度）、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつてはその税金を払い込むこととされている際に（当該税金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項第2号または第3号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度）前項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

4 第1項第2号または第3号の規定により、種別割の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合は、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第150条 知事は、身体障害者または精神障害者（以下この条において「身体障害者等」という。）が所有する自動車（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、身体障害者等1人につき1台に限り、規則で定める範囲の種別割を減免することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに（賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度）、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつてはその税金を払い込むこととされている日から1月以内に（当該税金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度

)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは生計同一者等の運転免許証(以下この条において「運転免許証」という。)またはこれらの者の免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。ただし、同項第1号に該当する自動車を所有する身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

(1)~(6) (略)

3 (略)

4 第2項の場合において、自動車税の減免を受けようとする者が、当該自動車につき、前年度に第1項の規定により自動車税の減免を受けたときは、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める書類および運転免許証または免許情報記録個人番号カードの提示を要しないものとする。

5 前条第4項の規定は、第1項の規定により自動車税の減免を受けた場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項第2号または第3号」とあるのは「第150条第1項」と読み替えるものとする。

第151条 知事は、自動車税の賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第1項に規定する古物である自動車を販売することを業とする者で、同法第3条に規定する古物営業の許可(第3項第1号において「古物営業の許可」という。)を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車を取り扱うものが商品として所有している自動車に規則で定めるものに対しては、次に掲げる要件に該当する場合に限り、規則で定める範囲の自動車税を減免することができる。

(1) 減免を受けようとする者に係る自動車税について次項の規定により申請書を知事に提出する時において滞納がないこと。

(2) 減免を受けようとする者に係る当該年度の自動車税について納期限までに納付されていること。

(3)・(4) (略)

2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(自動車税に係る督促)

第152条 納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は納期限後50日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは生計同一者等の運転免許証(以下この条において「運転免許証」という。)またはこれらの者の免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。ただし、同項第1号に該当する自動車を所有する身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

(1)~(6) (略)

3 (略)

4 第2項の場合において、種別割の減免を受けようとする者が、当該自動車につき、前年度に第1項の規定により種別割の減免を受けたときまたは第135条の14第1項の規定により環境性能割の減免を受けたときは、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める書類および運転免許証または免許情報記録個人番号カードの提示を要しないものとする。

5 前条第4項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けた場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項第2号または第3号」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

第151条 知事は、種別割の賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第1項に規定する古物である自動車を販売することを業とする者で、同法第3条に規定する古物営業の許可(第3項第1号において「古物営業の許可」という。)を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車を取り扱うものが商品として所有している自動車に規則で定めるものに対しては、次に掲げる要件に該当する場合に限り、規則で定める範囲の種別割を減免することができる。

(1) 減免を受けようとする者に係る種別割について次項の規定により申請書を知事に提出する時において滞納がないこと。

(2) 減免を受けようとする者に係る当該年度の種別割について納期限までに納付されていること。

(3)・(4) (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(種別割に係る督促)

第152条 納税者が納期限までに種別割に係る徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は納期限後50日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

(自動車税の証明書の交付)

第153条 知事は、道路運送車両法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする自動車に係る所有者が同法第97条の2第1項に規定する自動車税の滞納がないことを証する書面の交付を請求する場合において、当該自動車について現に自動車税に係る徴収金の滞納がないとき、またはその滞納があることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その旨の証明書を交付するものとする。

2 (略)

3 知事は、第143条第1項の納税通知書（第139条の賦課期日に納税義務が発生した自動車税に係るものに限る。）により徴収金の納付があった場合その他規則で定める場合であって、当該自動車について自動車税に係る徴収金の滞納がないときは、前2項の規定による交付の請求がない場合であっても、第1項の証明書を交付することができる。

附 則

第5条の2から第5条の5まで 削除

(種別割の証明書の交付)

第153条 知事は、道路運送車両法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする自動車に係る所有者が同法第97条の2第1項に規定する種別割の滞納がないことを証する書面の交付を請求する場合において、当該自動車について現に種別割に係る徴収金の滞納がないとき、またはその滞納があることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その旨の証明書を交付するものとする。

2 (略)

3 知事は、第143条第1項の納税通知書（第139条の賦課期日に納税義務が発生した種別割に係るものに限る。）により徴収金の納付があった場合その他規則で定める場合であって、当該自動車について種別割に係る徴収金の滞納がないときは、前2項の規定による交付の請求がない場合であっても、第1項の証明書を交付することができる。

附 則

第5条の2から第5条の4まで 削除

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の5 知事は、平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額と同項第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から同項第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額を、当該納税義務者の第20条および第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の規定の適用については、同条中「前3条および」とあるのは、「前3条および附則第5条の5第1項ならびに」とする。

3 第1項の規定は、法附則第5条の4第3項に規定する場合に限り、適用する。

4 県民税の所得割の納税義務者が第25条の2第1項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、法附則第5条の4第3項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町長に提出することができる。

5 前項の場合において、法附則第5条の4第3項の申告書がその提出の際經由

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の6 知事は、平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2・3 (略)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第5条の7 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、前条第1項中「租税特別措置法第41条または第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項第1号」と、「同項第2号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項第2号」とする。

することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町長に提出されたものとみなす。

第5条の6 知事は、平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2・3 (略)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第5条の7 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第5条の5第1項中「租税特別措置法第41条または第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項第1号」と、「同項第3号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項第3号」と、前条第1項中「租税特別措置法第41条または第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

(令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第5条の8 (略)

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等(法附則第5条の8第2項に規定する控除対象配偶者等をいう。以下この項において同じ。)を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超える場合には1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) (略)

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3および第314条の6から第314条の9までならびに法附則第3条の3第5項、第5条第3項、第5条の4第5項、第5条の5第2項および第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第5条の9 (略)

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) (略)

の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項第1号」と、「同項第2号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項第2号」とする。

(令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第5条の8 (略)

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等(法附則第5条の8第2項に規定する控除対象配偶者等をいう。以下この項において同じ。)を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超える場合には1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) (略)

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3および第314条の6から第314条の9までならびに法附則第3条の3第5項、第5条第3項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項および第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第5条の9 (略)

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) (略)

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3および第314条の6から第314条の9までならびに法附則第3条の3第5項、第5条第3項、第5条の4第5項、第5条の5第2項および第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 知事は、昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第25条の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第25条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に規定する額を免除するものとする。

2 知事は、前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものまたは免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第25条の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第18条から第20条の3まで、附則第5条第1項および附則第5条の6第1項ならびに法第32条第3項から第16項まで、第37条の3および法附則第5条の5第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第20条の3まで、附則第5条第1項および附則第5条の6第1項ならびに法第32条第3項から第16項まで、第37条の3および法附則第5条の5第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3および第314条の6から第314条の9までならびに法附則第3条の3第5項、第5条第3項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項および第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 知事は、昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第25条の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第25条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に規定する額を免除するものとする。

2 知事は、前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものまたは免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第25条の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第18条から第20条の3まで、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項および附則第5条の6第1項ならびに法第32条第3項から第16項まで、第37条の3および法附則第5条の5第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第20条の3まで、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項および附則第5条の6第1項ならびに法第32条第3項から第16項まで、第37条の3および法附則第5条の5第1項の規定により計算した所得割の額に相当する

3 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第8条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または法附則第10条の3第1項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第58条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第71条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第72条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、第71条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第72条第1項中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第8条の8 (略)

金額

3 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第8条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または法附則第10条の3第1項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第58条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第71条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第72条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第71条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第72条第1項中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第8条の8 (略)

(軽油引取税の税率の特例)

第8条の9 軽油引取税の税率は、第123条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第8条の10 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第116条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは第117条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第116条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第116条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第

5項の炭化水素油の消費もしくは第117条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第116条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第8条の11 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第8条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの(国が交付する車両の購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するものに限る。)の運行の用に供するバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、第134条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第8条の13 営業用の自動車に対する第135条の2各号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

(自動車税の種別割の課税免除の特例)

第9条 知事は、当分の間、私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供し、かつ、知事の承認を受けたものに対しては、第134条の3第1項第3号の規定にかかわらず、自動車税の種別割の課税を免除する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第9条の2 次の各号に掲げる自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車および自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。次条において同じ。)ならびに第136条第1項第3号ア⁷⁾に規定する一般乗合用バス、同項第4号ウに規定する自家用のキャンピング車および被けん引車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第136条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

(自動車税の課税免除の特例)

第9条 知事は、当分の間、私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供し、かつ、知事の承認を受けたものに対しては、第134条の3第1項第3号の規定にかかわらず、自動車税の課税を免除する。

(自動車税の税率の特例)

第9条の2 次の各号に掲げる自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車および自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。次条において同じ。)ならびに第136条第1項第3号ア⁷⁾に規定する一般乗合用バス、同項第4号ウに規定する自家用のキャンピング車および被けん引車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第136条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

掲げる字句とする。

- (1) 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車または石油ガス自動車で平成27年3月31日までに最初の第142条第2項に規定する新規登録（以下この条および次条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

- 2 自動車（法附則第12条の3第2項各号の規定に適合する電気自動車、天然ガス自動車および充電機能付電力併用自動車に限る。）に対する第136条の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

- 3 営業用の乗用車（法附則第12条の3第3項各号の規定に適合するガソリン自動車、石油ガス自動車および軽油自動車に限る。）に対する第136条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車または同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の第134条の2第3項に規定する新規登録（以下この条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

- 2 自動車（法附則第12条の3第2項各号の規定に適合する電気自動車、天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車、ガソリン自動車、石油ガス自動車および軽油自動車に限る。）に対する第136条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

- 3 営業用の乗用車（法附則第12条の3第3項各号の規定に適合するガソリン自動車、石油ガス自動車および軽油自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に対する第136条第1項第1号アおよび第5号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア ⁽⁷⁾ および ⁽⁴⁾	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円

第9条の3 福井県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年福井県条例第5号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって福井県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年福井県条例第2号）第3条の規定による改正前の福井県県税条例（以下この項において「平成29年改正前の福井県県税条例」という。）第134条第1項もしくは第3項の規定により平成29年改正前の福井県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他地方税に関する法律およびこの条例の規定により平成29年改正前の福井県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）または同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第136条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の規定の適用を受ける自家用の乗用車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）および同項第2号の規定の適用を受ける自家用のキャンピング車のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われ

	4万700円	2万500円
第1項第5号ア	4,500円	2,500円
	3,900円	2,000円

第9条の3 福井県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年福井県条例第5号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって福井県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年福井県条例第2号）第3条の規定による改正前の福井県県税条例（以下この項において「平成29年改正前の福井県県税条例」という。）第134条第1項もしくは第3項の規定により平成29年改正前の福井県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他地方税に関する法律およびこの条例の規定により平成29年改正前の福井県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）または同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第136条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の規定の適用を受ける自家用の乗用車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）および同項第2号の規定の適用を受ける自家用のキャンピング車のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その起因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われ

れたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の5 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第34条の2第1項に規定するときにおける前条第1項前段に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところによる。

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第34条の2第2項に規定するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる場合においては、同条第11項に定めるところによる。

3・4 (略)

第19条 削除

たものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の5 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第34条の2第1項に規定するときにおける前条第1項前段に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところによる。

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第34条の2第2項に規定するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる場合においては、同条第11項に定めるところによる。

3・4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の特例)

第19条 当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第2項	の賦課徴収	、法附則第29条の9第1項の規定による軽自動車税の環境性能割の賦課徴収
第4条第3項	ならびに自動車税の環境性能割および種別割(法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。)	、自動車税の環境性能割および種別割(法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。)ならびに法附則第29条の9第1項の規定による軽自動車税の環境性能割
第6条第2項第8号ア	にあつては、当該所在地)	にあつては、当該所在地)。ただし、法附則第29条の9第1項の規定による軽自動車税の環境性能割については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項の規定に

		より使用者が新規検査を受ける地、同法第97条の3第1項の規定により使用者が軽自動車の使用の届出を行う地または道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定により使用者が軽自動車届出済証の記入を受ける地
	第7条	ならびに自動車税の環境性能割および種別割（法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。） 、自動車税の環境性能割および種別割（法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。）ならびに法附則第29条の9第1項の規定による軽自動車税の環境性能割
	第10条	ならびに第4条第1項第22号 、第4条第1項第22号ならびに法附則第29条の9第1項の規定による軽自動車税の環境性能割

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第2条 改正後の福井県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分（第41条の10第1項の規定を除く。）は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第41条の10第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福井県県税条例第41条の6の規定による納期限が到来する県民税の利子割について適用し、施行日前に同条の規定による納期限が到来する県民税の利子割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第4条 施行日前に福井県県税条例第116条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは第117条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が福井県県税条例第116条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

- 2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の福井県県税条例（以下「旧条例」という。）第135条の8第1項または第135条の12第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第135条の11第1項もしくは第135条の12第2項の規定による還付または旧条例第135条の11第3項（旧条例第135条の12第4項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日
福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第28号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（昭和44年福井県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方活力向上地域における県税の課税免除または不均一課税）</p> <p>第4条 平成27年10月2日から令和10年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設等（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）および同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。以下同じ。）の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者および法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては1,900万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、または増設した青色申告者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 平成27年10月2日から令和10年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する</p>	<p>（地方活力向上地域における県税の課税免除または不均一課税）</p> <p>第4条 平成27年10月2日から令和8年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設等（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）および同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。以下同じ。）の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者および法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては1,900万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、または増設した青色申告者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 平成27年10月2日から令和8年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する</p>

る日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に特別償却設備設置者となったものに対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第44条、第49条の5もしくは第61条または県税条例附則第8条の2の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備設置者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第44条、第49条の5もしくは第61条または県税条例附則第8条の2の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。